

## 市町村運営有償運送について

市町村運営有償運送には、従来『市町村福祉輸送』と『交通空白輸送』の2種類が  
ありましたが、令和2年11月27日より、市町村福祉輸送は『福祉有償運送』と、交  
通空白輸送は『交通空白地有償運送(旧 公共交通空白地有償運送:過疎地有償運送)』  
とそれぞれ統合しました。

これに伴い、『地域公共交通会議』と『(福祉・交通空白地)有償運送運営協議会』  
の両方が存在する自治体では、どちらでも協議することが可能になりました。